

毎週火 金曜日発行（但休日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
（土曜日は翌日）

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 鳥取市の町の区域変更  
保安林の指定解除  
昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更正予算  
等  
共済事業の実施区域  
療の指定
- ◇教委告示 県立高等学校専攻科の設置  
昭和三十五年度県立高等学校専攻科生徒の募集
- ◇公安規則 幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所  
の名称、位置、担任区域及び所持区域等に関する規則の一部改正
- ◇公告 鳥取県第三種冷凍機械主任者資格試験の実施  
昭和三十五年三月十八日付け鳥取県告示第九号及び百十号中訂正
- ◇正誤

## 告示

### 鳥取県告示第四百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、鳥取市における町の区域の変更処分のうち、その一部について改めたい旨届出があつたので、昭和三十四年五月鳥取県告示第二百六十一号の一部を次のように改める。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗



鳥取県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第五条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 鳥取市湖山町字下浜一、一九四ノ一二二地番所在の森林

指定の目的 飛砂防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 白間晃太郎

2 東伯郡北条町大字江北狐塚二、九一一地番所在の森林

指定の目的 飛砂防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 青木 文子

鳥取県告示第五百十号

昭和三十五年二月定例県議会で三月二十一日議決された昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十四年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加更正予算、同印刷事業費歳入歳出追加更正予算、同用品調達事業費歳出更正予算、同取立中央病院事業費歳出更正予算、同農業改良資金助成事業費歳入歳出追加予算及び昭和三十四年度鳥取県管電氣事業会計追加予算は次のとおりである。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和34年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、

歳入	歳入	今回追加 (更正)	予算額 千円
3 地方交付税	地方交付税	23,247	23,247
4 地方交付税	地方交付税	23,247	23,247
4 公企業及び財産収入	公企業及び財産収入	292	292
4 財産収入	財産収入	292	292

5 分相金及び負担金	△	2,840	6 雑 入	1,457
2 負 担 金	△	2,840	12 県 債	9,000
6 使用料及び手数料		1,757	1 県 債	9,000
1 使用料		556	歳 入 合 計	75,920
2 手数料		1,201		
7 国庫支出金		16,580	歳 出	
1 国庫負担金		9,653	歳 入 合 計	75,920
2 国庫補助金		5,658	1 議 会 費	580
3 委託金		1,269	1 県 庁 費	1,473
8 寄 附 金		4,387	1 県 職 員 費	2,200
1 寄 附 金		4,387	2 監 査 委 員 費	—
9 繰 入 金		47	2 東京事務所費	211
1 繰 入 金		47	4 諸 費	516
10 繰 越 金		21,863	5 警察消防費	2,146
1 繰 越 金		21,863	1 公安委員会費	520
11 雑 収 入		2,171	2 警察職員費	1,626
2 雑 収 入		2,171	3 警察行政費	—
5 物品売払代金		691		

4	土木費	15,207	6	社会及労働施設費	8,594
1	道路橋梁費	3,780	1	生活保護費	7,054
2	河川費	4	2	社会福祉費	691
3	港防費	—	3	児童保護費	88
4	砂防費	100	4	婦人児童福祉費	—
5	都市計画費	2,067	5	国民健康保険費	217
6	災害復旧費	7,928	6	世話費	17
7	建築費	77	7	労政費	—
8	土木諸費	1,259	8	職業安定費	536
5	教育費	16,571	7	保健衛生費	351
1	教育委員会費	804	1	保健所費	306
2	小学校費	2,802	2	予防衛生費	95
3	中学校費	578	3	公衆衛生費	△
8	社会教育費	638	4	衛生研究所費	114
9	体育保健費	8,058	5	医務費	—
10	義務教育振興費	100	8	産業経済費	23,740
12	教育施設費	2,632	1	農政費	2,668
13	教育諸費	959	2	農業改良費	1,084

3	林業費	△	1,341	6	涉外諸費	615
4	水産業費		996	7	繰入金	1,136
5	蚕業費	△	139	歳出合計	75,920	
6	畜産業費		208			
7	商工業費		12,136			
8	観光事業費		620			
9	農地開拓事業費		1,173			
10	耕地事業費		6,335			
11	中海干拓調査費		—			
10	統計調査費		118			
1	統計調査費		118			
11	選挙費		—			
1	選挙管理委員会費		—			
13	諸支出金		10,106			
2	徴税費		297			
3	地方振興費		1,237			
4	県政企画調査費		4,321			
5	広報活動費		2,500			

  

昭和34年度特別会計災害救助基金歳入歳出 追加更正予算	歳入	歳出	歳入	歳出	合計
	繰入金	繰入金	繰入金	繰入金	繰入金
	2	2	2	2	2
	一般会計繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金
	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
	歳入合計	歳入合計	歳入合計	歳入合計	歳入合計
	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
	歳出	歳出	歳出	歳出	合計
	1	1	1	1	1
	災害救助費	災害救助費	災害救助費	災害救助費	災害救助費
	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
	歳出合計	歳出合計	歳出合計	歳出合計	合計
	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
	今回追加(更正)予算額 千円	今回追加(更正)予算額 千円	今回追加(更正)予算額 千円	今回追加(更正)予算額 千円	今回追加(更正)予算額 千円
	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136

昭和34年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加更正予算			
款	項	科目	目
1	1	歳入	事業収入
		合計	127
1	1	歳出	事業費
		合計	127
昭和34年度特別会計用品調達事業費歳入歳出追加更正予算			
1	1	歳入	用品調達事業費
		合計	127
1	1	歳出	県立病院費
		合計	127
2	1	1	出張診療所費
		2	出張診療所費
		合計	127

昭和34年度鳥取県営電気事業会計追加予算			
款	項	科目	目
4	1	繰越金	前年度繰越金
		合計	114
4	1	歳入	農業改良資金貸付事業費
		合計	114
4	1	歳出	農業改良資金貸付事業費
		合計	114
昭和34年度鳥取県営電気事業会計追加予算			
1	1	収益的収入	電気事業収益
		合計	7,303
1	1	収益的支出	営業費用
		合計	1,574

農取県長 昭和三十一年  
 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第八十五条の三第一項の規定による共済事業を行なう市町村及び所轄市町村が行なう共済事業の実施区域を、同法第八十五条の三第四項の規定に基づき次のように公示す。

- 指定三十一年四月一日
- 農取県 石 破 二 町
- 中町村 共済事業の実施区域
- 淀江町 淀江町の区域 淀江町農業共済組合

域当該市町村に対し  
 移譲の申し出を行な  
 った農業共済組合

鳥取県告示第百五十三号  
鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定により指定した廩は、次のとおりである。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
廩の名称 所 在 地

- 鳥取県東京事務所 東京都千代田区平河町二ノ四
- 鳥取県税事務所 鳥取市若桜町四二
- 中部県税事務所 倉吉市仲之町七三五
- 西部県税事務所 米子市東町九七
- 東部福祉事務所 鳥取市東町一丁目三〇二
- 中部福祉事務所 倉吉市仲之町七三五
- 西部福祉事務所 米子市東町九七
- 鳥取県養老院 東伯郡羽合町大字上浅津四ノ一〇〇
- 鳥取県身体障害者更生指導所 鳥取市富安
- 鳥取県立中央児童相談所 鳥取市片原二丁目一〇一

- 鳥取県立倉吉児童相談所 倉吉市仲之町三、四五五ノ一
- 鳥取県立米子児童相談所 米子市角盤町三丁目八三
- 鳥取県婦人相談所 鳥取市元魚町三丁目五ノ一
- 鳥取県立聖徳学校 米子市東福原一、四九九ノ二
- 鳥取県立積善学園 鳥取市立川町五丁目一
- 鳥取県立皆成学園 倉吉市余戸谷町字宮ノ平三、五六四ノ一
- 鳥取県立保育専門学院 倉吉市海田三一ノ一
- 鳥取県鳥取保健所 鳥取市二階町四丁目三六
- 鳥取県那家保健所 八頭郡那家町大字那家字井津尻六三四ノ一
- 鳥取県浜村保健所 気高郡気高町大字八幡
- 鳥取県倉吉保健所 倉吉市越殿町一、五七七ノ二
- 鳥取県米子保健所 米子市角盤町二丁目一二五
- 鳥取県根雨保健所 日野郡日野町根雨
- 鳥取県衛生研究所 鳥取市吉方二七ノ一
- 鳥取県立中央病院 鳥取市吉方二六五
- 鳥取県倉吉職業訓練所 倉吉市駄経寺二九ノ三
- 鳥取県米子職業訓練所 米子市東福原一、一四五

鳥取県大阪通勤寮

鳥取県果樹試験場

鳥取県立農産加工所

鳥取県農業試験場

鳥取県立経営伝習農場

鳥取県立種畜場

鳥取県立山陰酪農講習所

鳥取県蚕業試験場

鳥取県繭検定所

鳥取県大阪事務所

鳥取県工業試験場

鳥取県林業試験場

鳥取県東部山林事務所

鳥取県中部山林事務所

鳥取県西部山林事務所

鳥取県水産試験場

大阪市東淀川区塚本町一丁目五七

東伯郡赤碓町大字松谷五六四ノ一一

米子市旗ヶ崎五五九

鳥取市成六〇五

東伯郡関金町大鳥居一二三八ノ二六

東伯郡赤碓町大字松谷六〇六

米子市上福原一、八〇六ノ一

倉吉市上井五四六

米子市旗ヶ崎五九四ノ一

大阪市東区南久宝寺町二丁目五八ノ一

鳥取市西品治三七一ノ二

鳥取市立川町五丁目

鳥取市東町一丁目三〇二

倉吉市仲之町七三七

米子市東町九七

岩美郡岩美町大字大谷

鳥取県東部耕地事務所

鳥取県中部耕地事務所

鳥取県西部耕地事務所

鳥取県中海干拓事業所

鳥取県鳥取土木出張所

鳥取県郡家土木出張所

鳥取県倉吉土木出張所

鳥取県米子土木出張所

鳥取県根雨土木出張所

東部給与事務所

中部給与事務所

西部給与事務所

鳥取県教育研究所

鳥取県立鳥取図書館

鳥取県立米子図書館

鳥取県立科学博物館

岩美農業高等学校

鳥取市東町一丁目三〇二

倉吉市仲之町七三七

米子市東町九七

米子市大崎一、四〇七

鳥取市江崎町一

八頭郡那家町大字那家四八八ノ六

倉吉市宮川町六三七

米子市久米町四〇

日野郡日野町根雨字細田三四ノ一

鳥取市東町一丁目二二〇

倉吉市仲之町七三七

鳥取市東町一丁目三二六

鳥取市西町三丁目二〇二

米子市久米町一三六

鳥取市東町二丁目一三

岩美郡岩美町大字浦富七〇八ノ二

鳥取東高等学校 鳥取市立川町五丁目二一〇  
 鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目一一二  
 鳥取商業高等学校 鳥取市湖山町二、九九五  
 鳥取工業高等学校 鳥取市立川町五丁目三二〇  
 鳥取農業高等学校 鳥取市湖山町一、二五八  
 八頭郡家町大字久能寺七二五  
 八頭郡智頭町大字智頭七一  
 八頭郡智頭町大字智頭七一  
 青谷高等学校 気高郡青谷町青谷二九五二  
 河北農業高等学校 倉吉市上井四三〇  
 倉吉東高等学校 倉吉市堺町二丁目二〇一  
 倉吉西高等学校 倉吉市余戸谷町三、〇五九  
 倉吉農業高等学校 倉吉市大谷一六六  
 由良育英高等学校 東伯郡大栄町由良宿四二三  
 東伯実業高等学校 東伯郡赤碓町大字赤碓一、九五七ノ一  
 養良農業高等学校 西伯郡淀江町大字今津二八六  
 米子東高等学校 米子市勝田町三〇七

米子西高等学校 米子市錦町一丁目一〇三  
 米子南高等学校 米子市長砂町一八八  
 米子工業高等学校 米子市博労町四丁目二二〇  
 境高等学校 境港市東本町二  
 境水産高等学校 境港市上道町二、〇六四  
 法勝寺農業高等学校 西伯郡西伯町法勝寺四九一  
 日野実業高等学校 日野郡江府町大字江尾五〇五  
 根雨高等学校 日野郡日野町根雨中祖三三八ノ四  
 日野産業高等学校 日野郡日野町黒坂一、一〇九  
 鳥取県立盲学校 鳥取市立川町五丁目  
 鳥取県立ろう学校 鳥取市立川町五丁目  
 鳥取県岩井警察署 岩美郡岩美町大字岩井六一四  
 鳥取県鳥取警察署 鳥取市吉方二七四  
 鳥取県那家警察署 八頭郡那家町大字那家三五二  
 鳥取県智頭警察署 八頭郡智頭町智頭四二一  
 鳥取県浜村警察署 気高郡気高町大字浜村字猫石二二三ノ二  
 鳥取県倉吉警察署 倉吉市明治町一、〇二九ノ四

鳥取県八橋警察署 東伯郡東伯町大字八橋一、三七七  
 鳥取県米子警察署 米子市万能町六  
 鳥取県境港警察署 境港市上道町一、八九五ノ一  
 鳥取県溝口警察署 日野郡溝口町溝口七四八ノ一  
 鳥取県黒坂警察署 日野郡日野町黒坂一、五五〇ノ七

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

昭和三十五年四月一日 県立高等学校専攻科を次のとおり設置する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一 設置する学校名

鳥取県位米子東高等学校

二 設置課程及び修業年限

専攻科とし、修業年限は一年とする。

三 設置場所

米子市勝田町三〇七番地

鳥取県教育委員会告示第十四号

昭和三十五年度県立高等学校専攻科生徒を次の要項によつて募集する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十五年度鳥取県立高等学校専攻科生徒募集要項

徒募集要項

一 募集学校及び募集定員

鳥取東高等学校 鳥取市立川町五丁目一〇番地 約五〇人

米子東高等学校 米子市勝田町三〇七番地 約五〇人

二 出願資格

1 高等学校の通常課程及び定時制課程を卒業した者

2 学校教育法施行規則第六十九条の各号の一に該当する者

三 出願手続

- 1 入学志願者は、三に定める出願期間内に次に掲げる書類を各募集学校に提出しなければならない。
    - イ 入学願書（教育委員会所定の様式による。）
    - ロ 出身学校長の発行する調査書（大学受検用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
  - 2 各募集学校長は、入学の願書を受理したときは、志願者に受検証を交付するものとする。
  - 3 入学願書は、各募集学校から受けるものとする。
- 四 出願期間
- 1 昭和三十五年四月一日（金）から四月七日（木）までとし、毎日午前九時から午後五時までとする。ただし、日曜日及び土曜日午後を除く。
  - 2 郵送の出願書類は、四月七日の消印のあるものに限り有効とする。
- 五 入学の選考及び許可者の発表
- 1 入学選考の期日は、昭和三十五年四月十日とする。

2 入学選考は、学校長が出願者の提出書類を審査して可否を決定する。ただし、入学志願者が入学定員を超過する場合には、選考試験を実施することができる。

- 3 選考試験を行なう場合は、次の要領による。
    - イ、期 日 昭和三十五年四月十日午前九時三十分から
    - ロ 場 所 各募集学校
    - ハ 試験教科 国語、数学、外国語（英語）
  - 4 入学許可者の発表は、昭和三十五年四月十二日とし、各募集学校に掲示するほか、許可者あて通知するものとする。
- 六 出願等に関する質疑  
募集及び出願に関する質疑については、各募集学校あて照会すること。
- 七 参考事項
- 1 専攻科の授業は、精深な程度において特別の事項を教授し、研究を指導することを主目標として実施

するものであり、実施教科は次の五教科とする。

国語、数学、外国語、理科、社会

- 2 専攻科の修業年限は、一年とし、学期は第一学期（四月～八月）及び第二学期（九月～三月）の二期とする。

- 3 専攻科生徒の学習評価、単位認定及び修了等の措置については、高等学校の通常課程の取扱いに準ずるものとする。

4 専攻科の授業料は、次のとおりとする。

- イ 授業料の年額は、一万とする。
- ロ 授業料は、次の区分により分納しなければならない。

区分	納付額	納付期限
第一期分	五千円	四月三十日
第二期分	五千円	九月十日

ただし、納付期限以後に入学、転学又は復学した者については、その事実の生じた日の属する月の末日とする。

5 専攻科生徒の入学選考手数料は、徴収しない。

6 専攻科生徒に対しては、学区制は適用しないものとする。

鳥取県教育委員会告示第十五号

昭和三十六年度県立高等学校入学選抜学力検査選択教科の受検教科を次のとおり定める。

昭和三十五年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

選択教科の受検教科は、英語および職業・家庭とし、第三学年において主として選択して履修した教科とする。

ただし、二教科を同時回数履習している場合には、三年間を通じて履習時間数の多い教科とする。



公安委員会告示

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

鳥取県公安委員会規則第三号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域に関する規則

第一条及び第二条を次のように改める。

(目的)

第一条 この規則は、警察署の名称及び管轄区域等に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第三十号）第三条の規定に基づき、警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域について定めることを目的とする。

(名称、位置及び受持区域)

第二条 警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域は、別表のとおりとする。

別表一（幹部派出所の名称、位置及び担任区域）を削り、別表二を別表とし、同表中「巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域」を「警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域」に改め、号数の欄を削り、「巡査駐在所」を「警察官駐在所」に、「警察官派出所」を「警察官派出所」に、「巡査派出所」を「警察官派出所」に改める。

改正後の別表鳥取県鳥取警察署の項中

署	詰	鳥取市吉方	鳥取市のうち
立川警察官派出所	鳥取市立川町三丁目	吉方(通称一区)	鳥取市のうち立川町五丁目(通称旭町、緑町)、卯垣の一部(旧連隊前)、岩倉の一部(旧連隊前)
吉方町、大工町頭	吉方(二区)	寺町	立川町一、二、三丁目
立川町五丁目(一部(通称旭町、緑町を除く))	立川町五丁目(一部(通称旭町、緑町を除く))	御弓町	鳥取市のうち
鳥取市江崎町	鳥取市江崎町	東町	上町
江崎警察官派出所	鳥取市江崎町	東町	栗谷町、江崎町、庵丁人町
片原警察官派出所	鳥取市片原二丁目	西町	掛出町、馬場町、中町
鳥取市片原二丁目	鳥取市片原二丁目	西町	片原一、二、三丁目、上魚町
鳥取市片原二丁目	鳥取市片原二丁目	西町	本町一、二、三、四丁目

若桜橋警察官派出所	鳥取市藪片原町	若桜町、鍛冶町、豆腐町、元大工町、鳥取市のうち藪片原町、川外大工町
駅前警察官派出所	鳥取市東品治町地内 鳥取駅構内	川端一、二、三、四丁目 元魚町一、二、三丁目、新町、職人町 二階町一、二、三、四丁目、桶屋町 鳥取市のうち東品治町の一部(駅前十字路基準西部)、行徳及び古市並びに富安の一部(通称棒鼻)及び鉄道官舎
瓦町警察官派出所	鳥取市瓦町	東品治町の一部(駅前十字路基準東部)
茶町警察官派出所	鳥取市茶町	東品治町の一部(駅前十字路基準南部)
湯所町警察官派出所	鳥取市湯所町	東品治町の一部(駅前十字路基準南部)
立川警察官派出所	鳥取市立川町二丁目	今町一丁目、梶川町
江崎警察官派出所	鳥取市江崎町	行徳の一部(通称旧行徳)、西品治の一部(千代町)
片貝警察官派出所	鳥取市片原二丁目	古市の一部(通称古市新道)
若桜橋警察官派出所	鳥取市藪片原町	鳥取市のうち三軒屋、下魚町、四丁目尻、魚町尻、茶町、元鋳物師町
駅前警察官派出所	鳥取市東品治町地内 鳥取駅構内	通称杉並区の一部を除く)
瓦町警察官派出所	鳥取市瓦町	西品治の一部(国道を基準北部但し通称松並町を除く)
茶町警察官派出所	鳥取市茶町	
湯所警察官派出所	鳥取市湯所町	

若桜橋警察官派出所	鳥取市藪片原町	若桜町、鍛冶町、豆腐町、元大工町、鳥取市のうち藪片原町、川外大工町
駅前警察官派出所	鳥取市東品治町地内 鳥取駅構内	川端一、二、三、四丁目 元魚町一、二、三丁目、新町、職人町 二階町一、二、三、四丁目、桶屋町 鳥取市のうち東品治町の一部(駅前十字路基準西部)、行徳及び古市並びに富安の一部(通称棒鼻)及び鉄道官舎
瓦町警察官派出所	鳥取市瓦町	東品治町の一部(駅前十字路基準東部)
茶町警察官派出所	鳥取市茶町	東品治町の一部(駅前十字路基準南部)
湯所警察官派出所	鳥取市湯所町	東品治町の一部(駅前十字路基準南部)
立川警察官派出所	鳥取市立川町二丁目	今町一丁目、梶川町
江崎警察官派出所	鳥取市江崎町	行徳の一部(通称旧行徳)、西品治の一部(千代町)
片貝警察官派出所	鳥取市片原二丁目	古市の一部(通称古市新道)
若桜橋警察官派出所	鳥取市藪片原町	鳥取市のうち三軒屋、下魚町、四丁目尻、魚町尻、茶町、元鋳物師町
駅前警察官派出所	鳥取市東品治町地内 鳥取駅構内	通称杉並区の一部を除く)
瓦町警察官派出所	鳥取市瓦町	西品治の一部(国道を基準北部但し通称松並町を除く)
茶町警察官派出所	鳥取市茶町	
湯所警察官派出所	鳥取市湯所町	

所	福吉町警察官派出所	倉吉市福吉町	倉吉市のうち 西仲町、瀬崎町、越中町
所	駅前警察官派出所	倉吉市明治町	倉吉市のうち 明治町、研屋町、大正町、新町一、二、三丁目、葵町、
所	住吉町警察官派出所	倉吉市住吉町	倉吉市のうち 田内、三明寺、宮川町、荒神町、塚町一、二丁目
所	福吉町警察官派出所	倉吉市福吉町	倉吉市のうち 福吉町、福吉町一丁目
"	"	"	新町二、三丁目、東仲町
"	"	"	葵町、魚町、仲ノ町
"	"	"	大正町、新町一丁目
所	駅前警察官派出所	倉吉市明治町	倉吉市のうち 明治町、研屋町
"	"	"	荒神町、塚町一、二丁目
を			河原町、福守、岡田
"	"	"	鍛冶町二丁目、余戸谷町
"	"	"	越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目
"	"	"	瀬崎町、越中町
"	"	"	西岩倉町、東岩倉町、西町、西仲町

に、	賀露町一區警察官駐在所	鳥取市賀露町二區	鳥取市のうち 賀露町の一部(通称一、二、三、七、八區)
を	賀露町警察官駐在所	鳥取市賀露町	賀露町の一部(通称四、五、六區、西浜區)
に改める。	改正後の別表鳥取県浜村警察署の項中	鳥取市賀露町	鳥取市のうち賀露町
を	気高町 宝木警察官駐在所	気高町大字宝木	気高町のうち 大字上光、下光元、常松、富吉
に改める。	改正後の別表鳥取県倉吉警察署の項中	気高町大字下光元	気高町のうち 大字上光、下光元、常松、富吉
所	住吉町警察官派出所	倉吉市住吉町	倉吉市のうち 田内、三明寺、宮川町
"	"	"	田内、三明寺、宮川町
"	"	"	田内、三明寺、宮川町

西倉吉町警察官派出所	倉吉市岡田	倉吉市のうち越殿町、広瀬町、鍛冶町一、二丁目、余戸谷町、河原町、福守、岡田
------------	-------	---------------------------------------

上井警察官派出所	倉吉市上井	倉吉市のうち伊木、山根、八尾、下余戸、上余戸、大原、栗尾
----------	-------	------------------------------

北条町江北	北条町大字江北	穴窪、大塚、井手畑、中江、新田、下古川、古川沢、小田
-------	---------	----------------------------

北条町江北	北条町大字江北	海田、福庭、清谷
-------	---------	----------

上井警察官派出所	倉吉市上井	倉吉市のうち伊木、山根、八尾、下余戸、上余戸、大原、栗尾、上井、海田、福庭、清谷、穴窪、大塚、井手畑、中江、新田、下古川、古川沢、小田
----------	-------	---

北条町江北警察官派出所	北条町大字江北	北条町のうち大字江北、国坂
-------------	---------	---------------

を

改正後の別表鳥取県八橋警察署の項中

赤碕町東警察官駐在所	赤碕町大字赤碕	赤碕町のうち大字別所、大字松谷の一部(町道松谷西線以西を除く)、南にあつては町道松谷線(国道九号線以北にあつては海蔵寺川以東、同以東)は町道松谷線(国道九号線以北にあつては海蔵寺川以東、同以南にあつては町道松谷西線以西)を除く
赤碕町西警察官駐在所	赤碕町大字赤碕	赤碕町のうち大字別所、松谷、赤碕

を

赤碕町赤碕警察官駐在所	赤碕町大字赤碕	赤碕町のうち大字別所、松谷、赤碕
-------------	---------	------------------

に改める。

改正後の別表鳥取県米子警察署の項中

駅前警察官派出所	米子市弥生町、米子駅構内	米子市のうち明治町、万能町
----------	--------------	---------------

加茂町警察官派出所	米子市加茂町一丁目	米子市のうち法勝寺町、紺屋町
-----------	-----------	----------------

道笑町一、二丁目	道笑町三、四丁目、長砂町	道笑町のうち道笑町一、二丁目
----------	--------------	----------------

四日市町、中町	東町	四日市町のうち中町
---------	----	-----------

加茂町一、二丁目	西町、久米町	加茂町のうち加茂町一、二丁目
----------	--------	----------------

尾高町	米子市のうち東倉吉町、西倉吉町	尾高町
-----	-----------------	-----

駐在所	米子市博勞町二丁目	米子市博勞町二丁目	米子市のうち 一部 (通称住之江町の一部米川以西)
博勞町警察官派出所	米子市博勞町二丁目	米子市博勞町二丁目	米子市のうち米川以西
角盤町警察官派出所	米子市角盤町二丁目	米子市角盤町二丁目	米子市のうち角盤町一、二、三丁目、日の出町、富士見町二丁目、朝日町
後藤警察官派出所	米子市立町四丁目	米子市立町三、四丁目、上後藤、両三柳の一部 (通称三本松)、角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	米子市のうち寺町、立町三、四丁目、上後藤、両三柳の一部 (通称三本松)、角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)
水上警察官派出所	米子市灘町一丁目	米子市灘町一、二、三丁目、花園町、旗ヶ崎、内町、天神町二丁目	米子市のうち灘町一、二、三丁目、花園町、旗ヶ崎、内町、天神町二丁目
尾高町警察官派出所	米子市尾高町	米子市尾高町	米子市のうち東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町、天神町一丁目、立町一、二丁目
加茂町警察官派出所	米子市加茂町一丁目	米子市加茂町一、二丁目、西町、久米町	米子市のうち法勝寺町、紺屋町、四日市町、中町、東町、加茂町一、二丁目、西町、久米町
駅前警察官派出所	米子市弥生町 米子駅構内	米子市のうち明治町、万能町、弥生町、末広町、塩町、大工町、目久美町の一部 (新加茂川以東)、茶町、日野町、道笑町一、二、三、四丁目、長砂町	米子市のうち明治町、万能町、弥生町、末広町、塩町、大工町、目久美町の一部 (新加茂川以東)、茶町、日野町、道笑町一、二、三、四丁目、長砂町
を		富士見町、博勞町三丁目	
		博勞町一、二丁目	
		勝田町、博勞町四丁目 (通称住之江町の一部米川以西)	勝田町、博勞町四丁目 (通称住之江町の一部米川以西)

岩倉町、天神町一丁目	米子市立町一、二丁目	立町一、二丁目	米子市のうち 灘町一、三丁目	灘町二丁目	花園町、旗ヶ崎	内町、天神町二丁目	米子市のうち 寺町、立町三丁目	上後藤、両三柳の一部 (通称三本松)	立町四丁目	角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	角盤町三丁目	米子市のうち 角盤町三丁目	米子市博勞町二丁目	博勞町警察官派出所
岩倉町、天神町一丁目	米子市立町一、二丁目	立町一、二丁目	米子市のうち 灘町一、三丁目	灘町二丁目	花園町、旗ヶ崎	内町、天神町二丁目	米子市のうち 寺町、立町三丁目	上後藤、両三柳の一部 (通称三本松)	立町四丁目	角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	角盤町三丁目	米子市のうち 角盤町三丁目	米子市博勞町二丁目	博勞町警察官派出所
角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	角盤町三丁目	米子市のうち 角盤町三丁目	米子市博勞町二丁目	博勞町警察官派出所	角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	立町四丁目	上後藤、両三柳の一部 (通称三本松)	内町、天神町二丁目	米子市のうち 寺町、立町三丁目	花園町、旗ヶ崎	灘町二丁目	立町一、二丁目	米子市立町四丁目	後藤警察官派出所
花園町、旗ヶ崎	灘町二丁目	立町一、二丁目	米子市のうち 灘町一、三丁目	灘町一、三丁目	花園町、旗ヶ崎	内町、天神町二丁目	米子市のうち 寺町、立町三丁目	上後藤、両三柳の一部 (通称三本松)	立町四丁目	角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	角盤町三丁目	米子市のうち 角盤町三丁目	米子市立町四丁目	後藤警察官派出所
角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	角盤町三丁目	米子市のうち 角盤町三丁目	米子市博勞町二丁目	博勞町警察官派出所	角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	立町四丁目	上後藤、両三柳の一部 (通称三本松)	内町、天神町二丁目	米子市のうち 寺町、立町三丁目	花園町、旗ヶ崎	灘町二丁目	立町一、二丁目	米子市立町四丁目	後藤警察官派出所
花園町、旗ヶ崎	灘町二丁目	立町一、二丁目	米子市のうち 灘町一、三丁目	灘町一、三丁目	花園町、旗ヶ崎	内町、天神町二丁目	米子市のうち 寺町、立町三丁目	上後藤、両三柳の一部 (通称三本松)	立町四丁目	角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	角盤町三丁目	米子市のうち 角盤町三丁目	米子市立町四丁目	後藤警察官派出所
角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	角盤町三丁目	米子市のうち 角盤町三丁目	米子市博勞町二丁目	博勞町警察官派出所	角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	立町四丁目	上後藤、両三柳の一部 (通称三本松)	内町、天神町二丁目	米子市のうち 寺町、立町三丁目	花園町、旗ヶ崎	灘町二丁目	立町一、二丁目	米子市立町四丁目	後藤警察官派出所
角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	角盤町三丁目	米子市のうち 角盤町三丁目	米子市博勞町二丁目	博勞町警察官派出所	角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	立町四丁目	上後藤、両三柳の一部 (通称三本松)	内町、天神町二丁目	米子市のうち 寺町、立町三丁目	花園町、旗ヶ崎	灘町二丁目	立町一、二丁目	米子市立町四丁目	後藤警察官派出所
角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	角盤町三丁目	米子市のうち 角盤町三丁目	米子市博勞町二丁目	博勞町警察官派出所	角盤町四丁目、錦町三丁目、米原の一部 (米川以南)	立町四丁目	上後藤、両三柳の一部 (通称三本松)	内町、天神町二丁目	米子市のうち 寺町、立町三丁目	花園町、旗ヶ崎	灘町二丁目	立町一、二丁目	米子市立町四丁目	後藤警察官派出所

淀江町第二警察官駐在所	大山町大字上方	高井谷、稻吉、福岡、大山町のうち大字上方、稻吉、平田、保田、安原、富岡、妻木、荘田、長田
-------------	---------	--

淀江町警察官派出所	淀江町大字淀江	淀江町のうち大字淀江、今津、福瀬、西尾原、本宮、富繁、中西尾、高井谷、稻吉、福岡、西原、福井
大山町	大山町大字上方	大山町のうち大字上方、稻光、平田、保田、安原、富岡、妻木、荘田、長田

改正後の別表鳥取県境港警察署の項中に改める。

水上警察官派出所	境港市朝日町	境港市のうち花町、岬町、入船町
港警察官派出所	境港町栄町	境港市のうち東雲町、東本町、朝日町、中町、相生町、末広町
港警察官派出所	境港市大正町	境港市のうち日ノ出町、京町、明治町、大正町
港警察官派出所	境港市大正町	蓮池町、浜の町、弥生町、米川町、馬場先町
港警察官派出所	境港市大正町	上道町

水上警察官派出所	境港市朝日町	境港市のうち花町、岬町、入船町、東雲町、東本町、朝日町
港警察官派出所	境港市栄町	境港市のうち中町、相生町、末広町、本町、栄町、松ヶ枝町、日ノ出町、京町
駅前警察官派出所	境港市大正町	境港市のうち明治町、大正町、蓮池町、浜の町、弥生町、米川町、馬場崎町、上道町

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十一条及び同法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十八号。以下「規則」という。）第三十三条及び第三十四条の規定により、昭和三十五年度鳥取県第三種冷凍機械主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験科目及び時間	試験科目	時間
高圧ガスの取締に関する法令及び高圧ガスの製造に必要な保安管理の技術		午前九時三十分から午後〇時三十分まで

- 二 試験の日時及び場所
- 1 日 時 昭和三十五年五月十五日（日曜日）
- 2 場 所 鳥取市本町四丁目 鳥取商工会館
- 三 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目鳥取県経済部商工課に提出すること。

- 1 受験願書
  - 規則別表第十九の様式によること。
- 2 履歴書
  - 規則別表第二十の様式によること。
- 3 写真
  - 手札型台紙付きとし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。
- 四 受験手数料
  - 鳥取県収入証紙七百円を受験願書の上部にはりつけ、消印しないこと。
- 五 受験願書提出期限
  - 受験手数料は、いかなる理由があつても返還しない。
  - 昭和三十五年四月十日まで（当日の消印あるものは有効）
- 六 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

七 その他

入学願書等の書類を郵送するときは、「入学願書在中」と朱書し、必ず書留郵便にするとともに、返信用封筒（応募者の住所氏名を表記すること。）に切手（書留郵便料四十五円）をはりつけて同封すること。

正 誤

昭和三十五年三月十八日付け鳥取県告示第百九号及び第百十号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

告示番号	頁	欄	誤	正
百九号	7	起点欄	日野野日野町	日野郡日野町
"	"	路線名欄	上徳野俣野府	上徳山俣野府
百十号	8	"	柿原用瀬	柿原用瀬
"	"	起点欄	大字柿原	大字柿原
"	"	終点欄		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取市栗谷町 鳥取県 印刷所